

令和4年3月2日

安芸市長 横山 幾夫 様

安芸市水道事業経営審議会
会長 岡田 耕治



水道料金の改定について（答申）

令和3年2月25日付け2安水第105号で諮問のあった標記の件につきましては、審議会において審議した結果、当審議会の意見は次のとおりです。

記

- 1 現行料金については、平成11年度から据え置きとなっているところであるが、安芸市水道事業経営戦略に基づく投資財政計画の見通しでは、令和7年度に赤字となることが見込まれており、一定の収入を確保する方策を講じなければ、持続可能な経営が成り立たない状況となる。このため、健全経営の継続の観点から、現行料金を令和5年度から平均改定率16.8%（料金収入全体で15%増収）で改定すること。
（別紙添付の改定案のとおり）
- 2 用途別料金については、水道使用者の申し出により算定されているところであるが、使用者にわかり易い料金体系とするため、令和5年度から家庭用と営業用等の区分を廃止すること。
また、水道使用量が多量である浴場については、別途料金体系とすること。
（別紙添付の改定案のとおり）
- 3 新設分担金制度については、新規水道使用者の加入金として、県下の多くの水道事業者が制度化しており、事業収入の確保においては有益な方策であるため令和5年度から制度化すること。
（別紙添付の制定案のとおり）
- 4 料金改定に伴い、水道使用者の負担が増額となることを鑑み、経費節減を常に意識した事業の運営管理に努めること。
水道事業経営審議会を定期的を開催して、水道事業の経営状況等について審議に付し、経営状況を使用者に適切に公表すること。

改定案

- ・ 平均改定率 16.8% (料金収入全体で 15%増収)

水道料金 (1 ヶ月分)

(税抜)

用途・区分	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 1 m ³ につき
用途区分なし	10 m ³ まで	945 円	11～20 m ³	130 円
			21～30 m ³	140 円
			31～50 m ³	150 円
			51～100 m ³	165 円
			101 m ³ ～	175 円
浴 場 用	な し		1 m ³ ～	50 円

量水器使用料 (1 ヶ月分) (税抜)

口径 mm	料金
13	90 円
20	160 円
25	175 円
30	290 円
40	335 円
50	2,300 円
75	3,105 円
100	4,025 円

制定案

新設分担金

(税抜)

口 径 mm	分担金
13	30,000 円
20	60,000 円
25	100,000 円
30	150,000 円
40	300,000 円
50	600,000 円
75	1,600,000 円
100	3,000,000 円

